専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	イノベーション経営学術院　イノベーション経営専攻経営修士［専門職］プログラム			
実施方法	通学　（　夜間　・　土日　）			
指定講座番号	指定番号：１３１０２５９−２１１００１１−３　（旧指定番号：４８２５９−２１１００１−９）			
講座の創設年月日 平成30年 8月20日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和9年 3月31日まで	過去一年の講座実績	入講者数（ 80 人）	修了者数　（ 74 人）※3期生のみ
訓練期間	24ヶ月		総訓練時間	660時間

１．教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	□ 業務独占資格･名称独占資格（　） □ 職業実践専門課程（　） □ キャリア形成促進プログラム（　） ■ 専門職大学院（経営修士［専門職］） □ 職業実践力育成プログラム（　） □ 情報通信技術関係資格（　） □ 第四次産業革命スキル習得講座（　） □ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（　）
	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 なし
②①に係る資格･試験等の実施機関名称	学校法人至善館　大学院大学至善館
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	以下の各条件を満たしたものに経営修士［専門職］の学位を授与する （あ）2年間在学する （い）本学の定める修了要件に基づき、単位を取得する
④当該技能･知識の習得が必須又は有利となる職種･職務及び習得された技能･知識が活用されている業界と活用状況	企業において、事業･組織経営に関わり、リーダーシップを発揮を要する職務。具体的には、経営幹部や管理職の職務がこれにあたり、これらの職務につく人材に必須または有利となることが想定される。経営･リーダーシップは普遍的な能力であり、産業や企業規模を問わず本学で学ぶ能力は役立つ。加えて、行政機関やソーシャルセクター（NPO･NGO等）における経営･組織管理、リーダーシップの発揮を要する職務においても、本学で学ぶ技能･知識は有利に働く。 上述の通りあらゆる産業および規模の企業において、また、行政機関やソーシャルセクターにおいて活用機会がある。不確実性･複雑性が増す現代において、事業･組織経営の能力及び、リーダーシップの重要度が高まっており、本学での学びの成果は幅広い分野に貢献しうる。卒業生の実態もこのことを反映しており、幅広い産業、行政機関、ソーシャル

２．教育訓練の内容

教科　（カリキュラム）	時間	使用教材名
イノベーション経営基礎科目群における必修科目	465	科目によって異なる
イノベーション経営統合科目群における必修科目	90	科目によって異なる
演習科目群における必修科目	60	科目によって異なる
全科目群から選択科目	45	科目によって異なる

３．受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	常勤者として満3年以上の社会人経験を有すること。
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格･技能･知識等の内容及びその水準	学士相当の知識･経験。具体的には、以下を出願資格として定めている。 （あ）大学を卒業した者、（い）大学評価･学位授与機構から学士の学位を授与された者、（う）外国において学校教育における16年の課程を修了した者、（え）文部科学大臣の指定した者、（お）本学において修了課程を受けるにふさわしい学力および実務経験があると認めた者
③その他	なし

［特記事項］

なし

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

4.　教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1)資格取得状況

① 前年度の修了者数	74	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	対象者なし(※1)	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	対象者なし(※1)	人	受験率(③/②)	－	%
④ ③のうち合格者数	対象者なし(※1)	人	合格率(④/③)	－	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※2	2	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※3	72	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	－	%

※1 前年度修了者の入学時には、本給付制度の対象でなかったため。

※2 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※3 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、

修了後に別の職に転職した者。

(2)受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		50	人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	47	人	②A:就業者計
	2 非正社員、派遣社員	1	人	
	3 その他の就業(自営業等)	1	人	49
	4 非就業	1	人	②B:非就業者計
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	6	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	10	人	
	3 社内外の評価が高まる	12	人	
	4 円滑な転職に役立つ	3	人	
	5 趣味・教養に役立つ	7	人	
	6 その他の効果	11	人	
	7 特に効果はない	0	人	49
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	1	人	
	4 趣味・教養に役立つ	0	人	
	5 その他の効果	0	人	
	6 特に効果はない	0	人	1
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	1	人	
	4 就職していない	0	人	1
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	23	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2 おおむね満足	26	人	
	3 どちらとも言えない	1	人	50
	4 やや不満	0	人	
	5 大いに不満	0	人	

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

5.　教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	卒業単位を満たすこと
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6． 受講効果の把握方法	
（１）受講認定基準 （6ヶ月ごとの出席率･定期試験、進級試験等の具体的基準）	出席率66%（2/3）以上、試験合格率その他、補講･追試は認める。 各科目について出席率を管理し、条件を満たさないものは単位を認めない。また、各科目において学習目標に即した成績評価を行い、学習目標を達成できたものに単位の取得を認めている。成績評価にあたっては、科目の性質により、S（特に優秀）/A（優れた成績）/B（要求を満たす）/C（修了と認められる）/F（不可）/I（評価不能）による評価と、P（修了と認められる）/F（不可）/I（評価不能）による評価の、2つの評価手法を使い分けている。
（２）受講認定基準に係る、教育目標に対する技能･知識のレベル到達度把握･測定方法	ペーパーテスト、演習及び課題提出 評価にあたっては、科目ごとの学習目標に照らして、複数の評価手法を組み合わせた評価方法を設定している。具体的には、授業への参加状況、個人レポート、プレゼンテーション、試験、グループでのプレゼンテーションやレポートなどを用いている。
（３）修了認定基準 （出席率･修了認定試験等の具体的な基準）	出席率66%（2/3）以上、試験合格率その他、補講･追試は認める。 上述の通り、各科目において出席率の確認、それぞれの評価手法に基づき成績評価を行い、両方の条件を満たしたものに、科目ごとの単位を授与する。2年間のカリキュラムの全ての科目が修了した時点で、各受講者の単位取得状況に基づき、本学の定める修了要件の充足を確認し、教授会にて審議の上、学長が修了者の認定を行う。
（４）修了認定基準に係る、教育目標に対する技能･知識のレベル到達度把握･測定方法	卒業単位を満たすこと
7． 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
（１）受講中の者に対する習得度･理解度に関する具体的な助言･指導の方法	1年次の学生に対しては、専任教員を中心にアカデミックメンターをアサインしている。メンターは各担当学生と前期と後期と1回ずつ定期面談を行い、学習状況の確認及び、助言の提供を行う。また、学生の希望で随時、アカデミックメンターに連絡、相談することが可能である。1名の教員が3~4名程度の学生を担当する。 2年次の学生に対しては、2年次を通じて開講する個人演習科目において、学生をゼミに配属し（教員1名に4~5名の学生しており、ゼミ担当の教員が学生の相談役を担う。
（２）受講中又は修了時における資格取得･就職への具体的なバックアップ体制 （例：資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況）	随時、教職員が学生からの質問や相談を受付けている。
8． その他の事項	

指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人至善館　（代表者名：理事長　野田智　）		
住所及び連絡先	東京都中央区日本橋二丁目5番1 日本橋髙島屋三井ビルディング17F TEL:03-6281-9011		
施設名称及び施設長名	大学院大学至善館　（施設長：学長　野田智義　）		
住所及び連絡先	東京都中央区日本橋二丁目5番1 日本橋髙島屋三井ビルディング17F TEL:03-6281-9011		
苦情受付者	氏名 雨宮　ゆり　所属 事務局	事務担当者	氏名 雨宮　ゆり　所属 事務局
連絡先	TEL　03-6281-9011	連絡先	TEL　03-6281-9011

専門実践教育訓練経費		
支払い方法 ①一括払 ②分割払 ③両方可能	1． 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費　（①＋②）	5,000,000円
	①入学料　（税込額） （※割引･還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。）	200,000 円
	②受講料（税込額） （※割引･還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。）	4,800,000 円 第1期　1,200,000 円 第2期　1,200,000 円 第3期　1,200,000 円 第4期　1,200,000 円 （うち、必須教材費　0 円）
	2． 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費　（①＋②＋③＋④）	0 円
	① 任意の教材費（税込額）	0 円
	② 実習等に伴う交通費･宿泊費（税込額）	0 円
	③ 施設維持費（税込額）	0 円
	④ その他（法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代）（税込額）	0 円
	3． 総額　（1＋2）（税込額）	5,000,000円

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

（１）専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

（２）受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、支給申請時点での未納の額も教育訓練経費に含まれるものではありません。

（３）現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。
このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。
なお、当該教育訓練経費に係る領収書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

（４）専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。
また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。